

昭和41年(1966) 6月10日

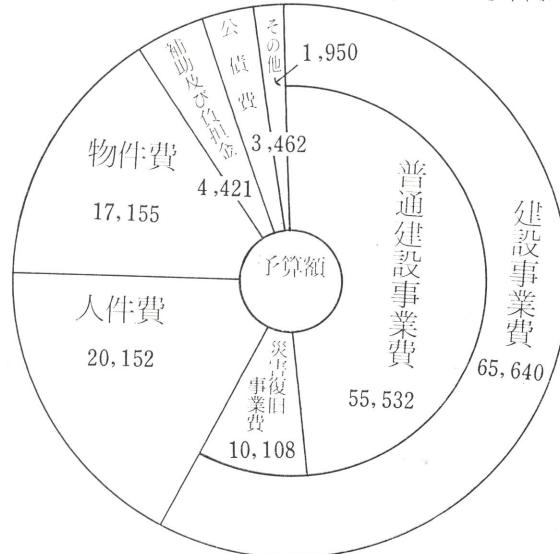
編集と発行 高知県安芸郡馬路村
馬路村役場
印 刷 川北印刷所

馬路

庄報

S. 41年度一般会計歳出予算性質別内訳

(単位: いすれも千円)



説明

普通建設事業: 村有林造林2,096 庁舎改装費1,800
 公民館改修800 農道開設1,000 林道開設14,449
 林構事業31,579など (総予算の49.2%)
 災害復旧事業: 農地災害1,408 農業施設7,008
 公共土木災害1,691など (9.0%)
 補助負担金: (3.9%)
 人件費: 職員給料、議員報酬など (17.9%)
 物件費: 旅費、需用費など (15.2%)
 公債費: 村債の元利償還金 (3.1%)
 その他: 繰出金650 予備費500など (1.7%)

歳出

大きな事業は林構と災害復旧

歳出予算の五十八・二
 品目を建設事業(投資的経
 費)にあてており、人件
 費は十七・九割、物件費
 が十五・二割となつてお
 り、予算の五十割以上を人件費
 にとらっている市町村があるこ
 とからみれば、一応楽な台所と
 いえるでしょう。(國参照)

しかしながら、昭和三十九年

度以降、電源開発工事、林構事
 業などと、予算規模が極度に膨
 張していることや、年々人件費

といふこと、年々人件費

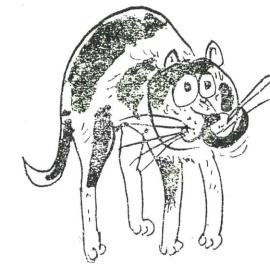
表1 造林経費計算書 S.37.1現在 1ha(町歩)に対する平均

種別	数量	単価	金額	備考
1.地ごしらえ	35人	700円	24,500	男800円 女500円
2.苗木代	3,500本	5.4円	10,900	苗木代から補助金などを差引いたもの
3.苗木運搬	5人	500円	2,500	
4.植付け	14人	700円	9,800	一人一日平均2500本植林
5.補植苗代	350本	4.4円	1,890	
6.補植林及び運搬	4人	500円	2,000	
7.下刈り	50人	700円	3,500	2年度より年1回5か年 (10人×5か年)
8.除伐	10人	700円	7,000	8年生~10年生の間に1回 除伐
9.労災保険	80,800円	18厘	1,454	(1+3+4+6+7+8) に対するもの
計			95,044	
火災保険			29,935	6年生から30年まで
管理費	75人	800円	60,000	つね切りを兼ね山林巡視年間3人×25年
合計			175,979	

表2 預金と植林の比較

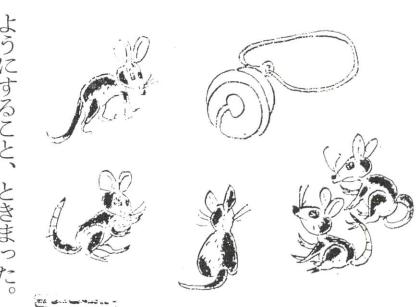
預金の場合	植林の場合
1. 1haの造林経費 175,979円を30年据定期預金した場合 (農協貯金計算年6分1厘複利計算による)	30年生植林の立木代金 (1haあたり)
一元金 175,979円 計 863,282円	1. 杉 3,053,750円×80% = 2,443,000円
2. 山林1haが未植林の場合、雑木、天然林30年生山手金 山手単価 雜木4.17m ³ (150) 石×100円 = 15,000円 マツ、モミ等2.78m ³ (100石) ×500円=50,000円 計 65,000円 30年後の預金利息と、雑木天然立木代金の合計 (1+2) 928,282円	2. 檜 1,352,700円×20% = 270,540円
	平均山手立木代金 (1+2) 2,713,540円
	一造林経費 175,976円
	純立木代金 2,537,561円

「ねずみの会議」
そして、猫の首に鈴をつけ、猫の来襲にはその音で早く逃げられる。やられたねずみ達が集まつて、猫対策の会議を開いた。



シロバラコーナー
ねずみの会議
猫の暴力に散々同族をやられたねずみ達が集まつて、猫対策の会議を開いた。

ようすること、ときました。
だが、大名案であるが鈴を誰がつけるかという段になつて……。
「いや、わしにもそれは……」



これは、どんな名案でも、みんなに、先ず行なう勇気が欠けては、何にもならないといふことがあります。勇気を持つて実行することこそ、明るい社会への道だと云ふましよう。(「選挙とイソップ物語」から)

(シロバラは明るい政治のシンボルです)



「いや、わたしにはむかない……とか、みんなが、みんなしきごみしてしまい、なすこともなく散会してしまった。

☆☆☆☆☆

交通事故で父や母をなくし、また、いたいけなことを一生の不具にするなど、交通犠牲には必ずといってよいくらい損害保険の請求問題がついてまわります。ところが示談から裁判までのいろいろな手続き、あるいは実際の損害賠償など案外一般には知られていません。法律の知識がないばかりに、示談屋が割り込んでいます。不當な賠償金ではん押したり、果ては涙ほどの金で泣き寝入りしたというのはよくある例です。こんなひかれ損にも似た不利益をなくするために、不幸にして被害者になった方々にぜひ知つていただきたい点を、次にとりまとめました。どうかしっかり読んでいただきひかれ損にならないよう注意下さい。

なお、わかりにくいところは警察相談をはじめ弁護士会、損害保険会社の相談などについて、納得するまでおたずね下さい。

交通事故で父や母をなくし、また、いたいけなことを一生の不具にするなど、交通犠牲には必ずといってよいくらい損害保険の請求問題がついてまわります。ところが示談から裁判までのいろいろな手続き、あるいは実際の損害賠償など案外一般には知られていません。法律の知識がないばかりに、示談屋が割り込んでいます。不當な賠償金ではん押したり、果ては涙ほどの金で泣き寝入りしたというのはよくある例です。こんなひかれ損にも似た不利益をなくするために、不幸にして被害者になった方々にぜひ知つていただきたい点を、次にとりまとめました。どうかしっかり読んでいただきひかれ損にならないよう注意下さい。

なお、わかりにくいところは警察相談をはじめ弁護士会、損害保険会社の相談などについて、納得するまでおたずね下さい。

交通事故の損害賠償はどうすればよいか?

どうすればよいか?

むずかしいことがあります。このような場合には、弁護士会や法律にくわしい人に、よく相談して示談することです。

損害賠償請求と賠償額など

損害賠償の請求は、直接被害を受けた者はもとより、被害者の父母、配偶者および子も加害者に対する財産的損害や精神的損害について賠償を請求することができます。

一般的に交通事故の賠償金は、自動車損害賠償責任保険で支払われる賠償額が限度と思われていますが、決してそうではありません。被害者が加害者側に請求できるのは、その事故によって生じた損害額(治療費、葬祭費、物損額、慰謝料)であり、自動車損害賠償責任保険で支払われる賠償額だけでは満足できないときは、保険金以外の支払いを要求できるのです。

しかし、いたゞらに感情には手側と話し合い(示談)をして誰がどれだけの賠償額を支払うかについてとりきめをする必要があります。

この交通事故の示談には、被

たる、警察の調べとは別に、相手側と話し合い(示談)をして誰がどれだけの賠償額を支払うかについてとりきめをする必要があります。

被害者が法律に弱いのにつけこん

ご覽下さい。これは昭和37年1月に森林組合が作成したものが、一翁の山林に対する表2のような結果があげられます。

まず、表1造林経費計算表をご覧下さい。これは昭和37年1月に森林組合が作成したものが、一翁の山林に対する表2のような結果があげられます。

一方、未植林地に造林経費を投じた場合の三十年後では、十

六年生で間伐100石×278立

方材(一石)あたり山手金二千

円――三十年で主伐100石

二七八立方があるあたり二千五百

円として、山手金は、造林経

費を差引いて、二百五十三万七

千円余となります。現在の木材

価格でも、預金の二・七倍強と

なります。

木材資源は、将来益々不足を

要するこの経費を預金し、三十

年据置きした場合は、別表2の

ように、元金あわせて九十二万

八千円余ります。(現在は金利の引下げにより、多少減

額になります。)

一方、未植林地に造林経費を投じた場合の三十年後では、十

六年生で間伐100石×278立

方材(一石)あたり山手金二千

円――三十年で主伐100石

二七八立方があるあたり二千五百

円として、山手金は、造林経

費を差引いて、二百五十三万七

千円余となります。現在の木材

価格でも、預金の二・七倍強と

なります。

木材資源は、将来益々不足を

要するこの経費を預金し、三十

年据置きした場合は、別表2の

ように、元金あわせて九十二万

八千円余ります。(現在は金利の引下げにより、多少減

額になります。)

一方、未植林地に造林経費を投じた場合の三十年後では、十

六年生で間伐100石×278立

方材(一石)あたり山手金二千

円――三十年で主伐100石

二七八立方があるあたり二千五百

円として、山手金は、造林経

費を差引いて、二百五十三万七

千円余となります。現在の木材

価格でも、預金の二・七倍強と

なります。

木材資源は、将来益々不足を

要するこの経費を預金し、三十

年据置きした場合は、別表2の

ように、元金あわせて九十二万

八千円余ります。(現在は金利の引下げにより、多少減

額になります。)

一方、未植林地に造林経費を投じた場合の三十年後では、十

六年生で間伐100石×278立

方材(一石)あたり山手金二千

円――三十年で主伐100石

二七八立方があるあたり二千五百

円として、山手金は、造林経

費を差引いて、二百五十三万七

千円余となります。現在の木材

価格でも、預金の二・七倍強と

なります。

木材資源は、将来益々不足を

要するこの経費を預金し、三十

年据置きした場合は、別表2の

ように、元金あわせて九十二万

八千円余ります。(現在は金利の引下げにより、多少減

額になります。)

一方、未植林地に造林経費を投じた場合の三十年後では、十

六年生で間伐100石×278立

方材(一石)あたり山手金二千

円――三十年で主伐100石

二七八立方があるあたり二千五百

円として、山手金は、造林経

費を差引いて、二百五十三万七

千円余となります。現在の木材

価格でも、預金の二・七倍強と

なります。

木材資源は、将来益々不足を

要するこの経費を預金し、三十

年据置きした場合は、別表2の

のように、元金あわせて九十二万

八千円余ります。(現在は金利の引下げにより、多少減

額になります。)

一方、未植林地に造林経費を投じた場合の三十年後では、十

六年生で間伐100石×278立

方材(一石)あたり山手金二千

円――三十年で主伐100石

二七八立方があるあたり二千五百

円として、山手金は、造林経

費を差引いて、二百五十三万七

千円余となります。現在の木材

価格でも、預金の二

昭和41年6月10日(金)

馬路村森林組合は、本村の民有林三千四百十四公頃の林産事業及びこの經營指導と、馬路魚梁瀬両營林署の間伐払下げ、及び造林請負等の事業を実施することによって、林家の経済向上に寄与している。

また、昭和三十九年指定を受けた林業構造改善事業のない手として、昭和四十年度から事業を実施中であるが、組合員の二百五十四公頃国有林野活用に伴う生産森林組合の指導援助、並びに民有林の受託經營事業(目標二百公頃)により、将来の組合強化の基盤を築きつつある。

組合員四百三十八名。出資一
万四千七百七十三口(二口五百円)。払込出資額七百三十七万九千円。

馬路森林組合の巻
林産事業……
昭和三十四年より、組合員か

造林から伐採まで
一貫事業で発展



組合員の三割)
所合手数料・販売
そのほかに、
国有林間伐払下げ直當事業六千
林立方筋ないし一
万立方筋、請負
事業で国有林新

ら委託販売の声が盛り上がり、組合も本来の使命に応え、同年八月林産部を設け受託販売事業を開始、現在年間五千立方筋をいし六千五百立方筋の伐採から搬出、販売にいたる事業を行なっている。(組合員の三割)

そのほかに、国有林間伐払下げ直當事業六千林立方筋ないし一万立方筋、請負事業で国有林新

十ヶの契約を実施中。
なお、民有林について、新植保育の受託造林は、年間延三百五十公頃程度行ない、ほかに村の木材引取税徴収の代行も行なっている。

山林受託經營、契約とは、植林はしたいが資金がない、資金があるが労力がないため手入れや管理ができないので、植林をしていない山林所有者と、組合と契約を結び、造林から伐採にいたるまでの一際を、所有者にかわって組合が行なう。

山林業務者は、九十五名ぐら

いが、造林三班、伐出六班、養苗一班、貯木場一班の十一班に分かれ、常時従業している。

昨年、全国優良森林組合コンクールにおいて、全国第三位に入賞した実績もあり、組合の発展すなわち馬路村の林業発展と一緒にから、その益々の発展が期待されています。

種苗生産部は、直営苗畠二公頃處分材トラック積込み事業を実行している。また、地力の減退と雨量が多いため、充分な消毒ができるようです。

直営苗の不足については、安田町中山に委託苗畠を設置し、組合員に対する優良山行苗の需要につとめている。

直営苗の不足については、安田町中山に委託苗畠を設置し、組合員に対する優良山行苗の需

要につとめている。

役職員……
以上が、組合の主な事業の概要であります。組合員は組合長以下参事一名、係長二名、書記十名。常勤の組合長のほか九名の非常勤員。

林業労務者は、九十五名ぐら

いが、造林三班、伐出六班、養苗一班、貯木場一班の十一班に分かれ、常時従業している。

昨年、全国優良森林組合コンクールにおいて、全国第三位に入賞した実績もあり、組合の発



保健婦室

酒の生理作用……細かいことはよくわかつてない。明らかにされた限りでは、飲まれたアルコールは主として胃より吸収される。血液にまじって全身にまわる。その結果脳や神経にいろいろな作用を与える。一部は胃から腸へゆき、肝臓に入つて炭酸ガスと水に分解される。酒に強いというのは、胃からの吸収がゆるやかであること、肝臓でアルコール酸化能力が高い

ことである。酒をのむと青くなることで、酒に弱いということのはこの逆であり、早く吸収されたアルコールが長く体内に残ることである。酒をのむと脈が早く、顔が赤く、注意が散漫にと契约を結び、造林から伐採にいたるまでの一際を、所有者にかわって組合が行なう。

酒のみへの忠告……①はる酔はよくわかつてない。明らかにされた限りでは、飲まれたアルコールは主として胃より吸収される。血液にまじって全身にまわる。その結果脳や神経にいろいろな作用を与える。一部は胃から腸へゆき、肝臓に入つて炭酸ガスと水に分解される。酒に強いというのは、胃からの吸収がゆるやかであること、肝臓でアルコール酸化能力が高いことである。酒をのむと青くなることで、酒に弱いということのはこの逆であり、早く吸収されたアルコールが長く体内に残ることである。酒をのむと脈が早く、顔が赤く、注意が散漫に

なるのは、アルコールが変化したアルデヒドという物質のためとみられ、二日酔いというのはだいたいこのアルデヒド中毒であります。

(毎日新聞より)

血中アルコールと酒理……

これは飲酒運転などで問題にされるが、別表より自分のメートルはどこまで上っているか参考にしてほしい。

酒のみへの忠告……①はる酔はどこまで上っているか参考

友達は酒の無理強いをやめよう。せっかくの酒が不快な酒となるようみんなで気をつけよう。

(毎日新聞より)

酒のみへの忠告……①はる酔はどこまで上っているか参考

